

・ 211 【株券の質権設定による金銭消費貸借契約書】

金銭消費貸借権利質設定契約書

印紙

東京都千代田区神田神保町一 一 一

質権者（甲）大正キャピトル株式会社

代表取締役 寺原 信弘

東京都北区明神平一 二 三 四

債務者（乙）平成マケティング株式会社

代表取締役 谷口 正明

甲は乙所有の株券を質権として取得し、これを債務の担保として、乙に金 万円を貸し渡した。乙が受領した借り受け金に関しては、左記に約定する通りである。

第一条 元本の弁済期限は平成 年 月 日とし、遅延損害金は日歩 銭とする。

第二条 利息は年 割 分とし、毎月末日、甲方へ持参または送金して支払う。

第三条 乙は債務履行の担保とするため、乙の所有する左記債権に権利質を設定するものとする。額面 万円、払込金額 万円、株主平成マケティング株式会社代表取締役 役谷口正明名義。

第四条 乙が左記各号のいずれかに該当する行為をなした場合、甲による通知催告の有無に関わらず、乙は期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払わなければならない。

利息の支払いを二回以上怠ったとき。

他の債務について差し押さえ、仮処分、あるいは強制執行を受けたとき。

甲の承諾を得ずに住所を移転したとき。

第五条 この権利質の存続期間は平成 年 月 日までとする。

右の通り契約が成立したことを証するため、本証書一通を作成し、甲乙各一通を保持する。

平成 年 月 日

質権者(甲) 代表取締役 寺原 信弘 印

債務者(乙) 代表取締役 谷口 正明 印